

北広島市建設工事施工体系適正化指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北広島市が発注する建設工事(北広島市建設工事執行規則(昭和46年広島町規則第17号)第2条の工事をいう。以下同じ。)に関し、市における指導及び建設業者の取組について定め、もって施工体系の適正化を図ることを目的とする。

(適正な契約の締結)

第2条 建設工事の施工における企業間の下請契約(2次以下の下請契約を含む。)の当事者は、契約の締結に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書により、書面による契約を締結すること。
- (2) 契約の当事者は、対等な立場で十分協議の上、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。建設工事の内容に変更が生じ、工期又は請負代金を変更する必要があるときも、同様とする。
- (3) 請負価格は契約内容達成の対価であるとの認識の下に、施工責任範囲、建設工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとする。この場合において、消費税相当分を計上すること。
- (4) 請負価格の決定は、見積、協議を行う等の適正な手順によること。
- (5) 下請契約の締結後、正当な理由がないのに請負価格を減ずる等、自己の取引上の地位を不当に利用しないこと。
- (6) 資材等の運搬業務及び交通誘導業務に係る契約についても、安全性等を考慮した適正な価格による契約を締結すること。

(代金支払等の適正化)

第3条 下請契約における注文者(以下「注文者」という。)からその契約における受注者(以下「受注者」という。)に対する請負代金の支払時期、方法等については、建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する下請契約に関するもののほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。この場合において、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等に対してもこれに準じた配慮をするものとする。

- (1) 請負代金の支払いは、請求書提出締切日から支払日(手形の場合は、手形振出日)までの期間をできる限り短くすること。
- (2) 請負代金の支払いは、できる限り現金払いとし、現金払いと手形払いを併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払いとするよう努めること。

- (3) 手形期間は、90 日以内で、できる限り短い期間とするよう努めるとともに、一般の金融機関による割引が困難であると認められる手形を交付しないこと。
- (4) 前払金(中間前払金を含む。以下同じ。)の請求に当たっては、「前払金使途内訳明細書」を市に提出すること。
- (5) 前払金の使途内訳に変更があった場合には、「前払金使途変更申込書・承諾書」を市に提出すること。
- (6) 注文者は、前払金を受けたときは、受注者に対して資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を現金で前払いすること。
- (7) 建設工事に必要な資材をその建設工事の注文者自身から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その建設工事の請負代金の支払期日前に、資材の代金を支払わせないこと。
- (8) 注文者は、受注者が倒産、資金繰りの悪化等により、再下請負人、建設労働者等の関係者に対し、請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分指導すること。この場合において、元請負人は、下請工事の施工に関し、紛争が生じないように努めること。

(施工体制台帳等の提出等)

第 4 条 下請負契約を締結した元請負人は、施工体制台帳 1 を作成し、その写しを現場代理人等指定通知書と併せて市に提出しなければならない。

- 2 前項の元請負人は全ての下請負人を把握するとともに、請負代金の額を明示した全ての下請負契約書(2 次以下の下請負契約書を含む。)等の写しを添付した施工体制台帳 2 及び施工体制台帳 3 (次項において「施工体制台帳」という。)を作成し、その写しを下請負人選定通知書と併せて市に提出しなければならない。
- 3 前項の施工体制台帳に記載された下請負人(2 次以下の下請負人を含む。以下同じ。)が、さらにその工事の一部を他の建設業者に請け負わせたときは、当該工事の内容、工期等を元請負人に通知しなければならない。
- 4 第 1 項の元請負人は、工事作業所災害防止協議会兼施工体系図を作成の上、市に提出することとし、当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

(一括下請負の禁止等)

第 5 条 建設業者は、請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせてはならない。

- 2 建設業者は、不必要な重層下請を行わないものとする。

(技術者の適正な配置等)

第 6 条 建設業者は、工程管理、品質管理、安全管理等に遺漏が生ずるこ

とのないよう、適切な資格、技術力等を有する技術者等を適正に配置しなければならない。

- 2 建設業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者及び監理技術者については、常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事する者で、その建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。
- 3 前項に定める恒常的な雇用関係にある者とは、入札の申込のあった日、若しくは入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日以前に3カ月以上の雇用関係にある者をいう。

(受注者の選定)

第7条 注文者は、受注者の選定に当たっては、その建設工事の施工に関し建設業法の規定を満たす者であることはもとより、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、関係企業との取引状況等を的確に評価し、優良な者を選定するものとする。
(建設労働者の雇用条件等)

第8条 建設業者は、建設労働者の雇用、労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立、建設労働者の収入の安定等を図ることとし、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 建設労働者の雇用に当たっては、できる限り市内の建設労働者を雇用するよう配慮するものとし、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
 - (2) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調整すること。
 - (3) 工程管理及び労働時間管理を適正に行い、労働時間の短縮及び休日の確保に十分配慮をすること。
 - (4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)を遵守する等建設工事を安全に施工すること。この場合において、新たに雇用した建設労働者、危険な作業を行う建設労働者等に安全衛生教育を実施すること。
 - (5) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。この場合において、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
 - (6) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る保険料を適正に納付すること。この場合において、任意の労災補償制度及び第三者に対する損害賠償責任保険等に加入する等、万一の事故に備えて、十分な対策を講ずるよう配慮すること。
 - (7) 建設労働者の賃金については、不払等が発生しないよう必要な措置をとること。
- 2 元請負人は、その建設工事における全ての受注者に対して、建設労働

者の雇用、労働条件の改善等のための指導、助言その他の援助を行うものとする。

3 元請負人以外の注文者は、前項の指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力するものとする。

(退職金制度の確立)

第9条 建設業者は、勤労者退職金共済機構の制度を利用する等、労働者に対して退職金制度を確立するよう努めるものとする。

(建設業退職金共済制度に係る元請負人の事務)

第10条 建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)に加入している元請負人は、市に対し、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 元請負人は、工事契約を締結した場合、建退共制度の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を貼付した建設業退職金共済掛金収納書届を工事契約締結後1カ月以内に市に提出するものとする。ただし、工事契約当初に建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、建設業退職金共済掛金収納書に係る申出書により申し出るものとし、収納書の提出期限を延長する必要がある場合においては、収納書提出期限延長申出書により市に申し出るものとする。

(2) 元請負人は、自ら雇用した建退共制度の対象労働者への証紙貼付実績について記録した建設業退職金共済制度共済証紙貼付実績書(以下「実績書」という。)を、工事しゅん功後速やかに、市に提出するものとする。

(3) 元請負人が下請契約を締結する場合は、下請負人に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請負人が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し、現物により交付するものとする。

(4) 前号の場合、元請負人は下請負人が雇用した建退共制度の対象労働者への証紙貼付実績について記録した実績書を、工事しゅん功後速やかに、市に提出するものとする。

(建設労働者の技術及び技能の向上)

第11条 建設業者は、建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修又は教育訓練に努めるものとする。

(適正な雇用管理等)

第12条 建設業者は、雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めるものとする。

2 建設業者は、建設労働者の募集を適法に行うものとする。この場合において、出入国管理及び難民認定法(昭和19年法律第319号)等に違反して外国人を不法に就労させないものとする。

(建設副産物の処理)

第 13 条 建設業者は、工事の施行により生じる建設副産物(コンクリート塊等の建設廃棄物及び再生資源となる建設発生土をいう。)については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)等を遵守し、設計図書に明示された施工条件に基づき適正に処理すること。
(市内建設業者の活用)

第 14 条 市から直接建設工事を請け負った建設業者(以下「元請負人」という。)は、その建設工事の一部を他の建設業者に請け負わせて施工させる場合には、できる限り市内の建設業者を活用するよう配慮するものとする。
(道産品の優先的使用)

第 15 条 建設業者は、使用資材について優先的に道産品を使用するよう努めること。
(工事事故の防止等)

第 16 条 建設業者は、建設工事の施工に当たっては、保安員の適正配置、地下埋設物に対する取扱いの配慮、建設労働者の技術研修等安全管理体制を強化し、事故絶滅に努めるとともに、交通事故等を起こさぬよう万全の注意を払わなければならない。

2 建設業者は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)を遵守し、過積載運行の要求を行わないこと及び過積載車両の搬入、搬出などの違反行為が起きないように十分注意することとする。
(災害の報告)

第 17 条 災害が発生した場合には、受注者は、注文者及び元請負人に報告するものとする。
(その他)

第 18 条 建設業者は、この要綱に定めるもののほか、建設業法その他関係法令を遵守するものとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に契約を締結する建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に契約を締結する建設工事から適用する。